

第1回秋田市情報公開・個人情報保護審査会会議録

1 日 時 平成28年5月16日(月) 18時00分～19時30分

2 会 場 秋田市庁舎3-D会議室

3 出席者

(審査会) 柴 田 一 宏 会長
天 野 博 子 委員
上 田 晴 彦 〃
櫻 庭 清 〃
佐 藤 憲之助 〃
中 澤 俊 輔 〃
藤 盛 節 子 〃
古 谷 薫 〃

(事務局) 工 藤 喜根男 総務部長
嶋 貢 総務部次長
越後谷 優 文書法制課長
畑 山 淑 子 文書法制課長補佐
熊 谷 みゆき 〃 副参事
小 林 真 〃 主席主査
鎌 田 恵 司 〃 主査

4 議事の概要

(1) 議事

- ア 会長の選任
- イ 会長職務代理者の指名
- ウ 秋田市情報公開・個人情報保護審査会運営要領の設定について
- エ 秋田市情報公開・個人情報保護審査会傍聴要領の設定について
- オ その他(会議録署名委員の指名)

(2) 報告

- ア 平成27年度情報公開制度の運用状況について
- イ 平成27年度個人情報保護制度の運用状況について

(3) その他

事務局
(小林) 開会に先立ち、本日の資料を確認させていただく。次第、名簿のほか、資料1、資料2、資料3-1、資料3-2、資料4-1、資料4-2および「情報公開・個人情報保護事務の手引」を配布している。

事務局
(小林) ただいまから「第1回秋田市情報公開・個人情報保護審査会」を開催する。
初めに、委員ならびに職員の紹介をさせていただく。

事務局
(越後谷) (委員紹介)

事務局
(畑山) (職員紹介)

事務局
(小林) 次に、工藤総務部長よりご挨拶申し上げます。
(部長挨拶。挨拶後、所用により部長次長退室)

事務局
(小林) それでは、議事に入る。
初めに定足数の確認だが、本日は、委員8名が全員出席しているので、秋田市情報公開・個人情報保護審査会規則第3条第2項に基づき、審査会が成立していることを報告させていただく。
なお、本日は第1回目の審査会となるので、会長選任までの間、事務局が進行を務めさせていただく。
それでは、議事の(1)会長の選任だが、審査会規則第2条第1項に、「委員の互選によりこれを定める。」と規定されているので、委員の皆様からご意見を願います。

櫻庭委員 柴田委員が適任であると考えます。

事務局
(小林) 柴田委員というご意見があったが、他にないか。
(「異議なし」の声)

事務局
(小林) 柴田委員いかがか。

柴田委員	(了承)
事務局 (小林)	<p>会長は柴田委員となったので、以後の進行は、柴田会長にお願いする。</p> <p>(会長席移動、挨拶)</p>
柴田会長	<p>それでは、次第に従って進めて参る。議事の(2)会長職務代理者の指名だが、古谷委員にお願いしたいと思う。</p> <p>古谷委員、いかがか。</p>
古谷委員	(了承)
柴田会長	<p>それではよろしく願います。</p> <p>次に議事の(3)に入る。</p> <p>「秋田市情報公開・個人情報保護審査会運営要領の設定について」だが、事務局から説明願う。</p>
事務局 (小林)	<p>運営要領の前に、本日は、審査会統合後、初の開催であるので、あらためて、両制度について簡単に説明する。</p> <p>(「情報公開・個人情報事務の手引」により説明)</p>
事務局 (鎌田)	<p>続いて、私から説明を続ける。手引の268頁をご覧ください。秋田市情報公開・個人情報保護審査会条例だが、平成28年2月議会定例会で議決され、4月1日から施行している。この条例についても触れさせていただきたい。</p> <p>この条例は、情報公開審査会と個人情報保護審査会を統合した秋田市情報公開・個人情報保護審査会を設置し必要な事項を定めることを趣旨とした条例である。</p> <p>内容としては、従前の情報公開条例と個人情報保護条例に規定されていた、それぞれの審査会に係る規定を取り出し、審査会名を変更したことおよび改正行政不服審査法の内容に沿った規定整備を行い策定したものとなる。</p> <p>審査会委員の役割については、これまで所属していた審査会の役割に加えて、情報公開審査会又は個人情報保護審査会の役割が加わる、ということとなる。ご覧いただいている審査会条例では第2条</p>

に規定している。内容は大きく3点ある。

1点目は、第1号および第2号についてである。ここ数年、開示決定等に対する不服申立てはないが、情報公開条例や個人情報保護条例に基づく開示決定等に対する審査請求があった際に、裁決をする実施機関から諮問を受け、不服審査の調査審議をしていただくこととなる。

2点目としては、第3号についてである。個人情報保護条例第4条第2項第4号、第5条第2項第7号などとあるが、個人情報の収集、利用および提供の制限の例外について、又は市と市の外部をオンラインで個人情報のやり取りを行うオンライン結合についてなど、審査会が実施機関に意見を述べていただくこととなる。

最後3点目は第2項についてである。情報公開と個人情報保護それぞれの制度の運営に関する重要な事項について、実施機関に意見を述べるができるというもので、これは、これまでの経緯をみると個人情報保護の分野が大半である。

例えば、去年は個人情報保護審査会において、マイナンバーの関係だが、特定個人情報保護評価（PIA）というものがあつた。市がマイナンバーを含んだ個人情報いわゆる特定個人情報を適正に取り扱うための評価書を点検するという作業であつた。

このほかには、個人情報に関連する例規や協定の設定・締結・改正などに対してご意見をいただいたものなどがあつた。

これら大きく3点が当審査会の所掌事務、ということとなる。

また、委員の皆様の任期についてだが、この条例の附則第2項に規定している。269頁の一番下の経過措置に書いているが、これは、今年3月31日に情報公開審査会委員又は個人情報保護審査会委員である者は、4月1日に情報公開・個人情報保護審査会委員に委嘱されたこととみなされるという内容である。具体的な任期は旧審査会委員としての任期となるため、旧情報公開審査会委員は今年7月12日まで、旧個人情報保護審査会委員は来年4月20日までということとなるので、よろしく願います。

次に、秋田市情報公開・個人情報保護審査会規則について説明する。

審査会条例の第12条では「審査会に関し必要な事項は、市長が定める。」とあり、これに基づいて策定したもので、審査会の組織や運営に関して必要な事項を定めたものとなる。審査会規則は手引の271頁に掲載している。審査会規則についても、これまでの情報公開審査会および個人情報保護審査会のそれぞれの規則と同様の内容となっている。審査会規則第5条をご覧ください。「審査

会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。」とあり、審査会で定めるルールがあるということとなるが、これが、本日の議事である、審査会運営要領と傍聴要領となる。

前置きが長くなったが、審査会運営要領案の説明に入らせていただく。資料1をご覧ください。この要領は、全9条の本則と附則で構成されている。これまでの情報公開審査会又は個人情報保護審査会の運営要領を参考に作成したものとなる。この運営要領は、特に審査請求があった際の、審査会の手続の詳細を定めたもので、内容について妥当かご審議いただきたい。

それでは逐条で説明させていただく。第1条は、この要領の趣旨を定めたものである。審査会の運営に関して、必要な事項を定めることを、この要領の趣旨としたものである。第2条は、この要領で使用する用語についてだが、審査会条例において使用する用語の例によるものとするものである。

第3条は、調査審議の原則として2項ある。

第1項は、情報公開条例に基づく開示請求等に関して、審査請求があった際に、審査会では、開示請求等の対象となった公文書をもとに調査審議を行うというものである。不服審査の際に対象公文書を直接見分するインカメラ審理などと呼んでいる手続に関するものである。

第2項は、個人情報保護条例に基づく開示請求、訂正請求、利用停止請求等に関して、審査請求があった際に、審査会では、開示請求等の対象となった公文書をもとに調査審議を行うというものである。第1項と同様の趣旨である。

第4条は、意見の聴取等、ということで審査請求人等の口頭意見陳述に関連するもので、第1項から第4項までである。

第1項には、「審査会は、審査会条例第5条第4項の規定により～通知するものとする。」とある。ここで審査会条例第5条第4項をご覧くださいののだが、手引の268頁の一番下である。後段に「相当と認める者～調査をすることができる。」とあり、この相当と認める者を「参考人」などと呼んでいるが、参考人に陳述や鑑定を求める際には、参考人に対して書面でその日時や場所を通知するというものである。資料1の第4条に戻る。

第2項は、審査請求人等から口頭意見陳述の申立てがあったとき、およびその際に通訳など陳述する者を補佐する者の付添いを希望するときは、様式第1号の口頭意見陳述申立書により行うこととするものである。様式第1号は資料1の二枚目の裏に載せている。

第3項は、前項に係る申立てがあった際に、口頭意見陳述の日時

や場所、補佐人の付添いの可否を書面で通知するというものである。

第4項は、口頭意見陳述の際は、文書法制課の職員の同席を求めるといものである。

第5条は、意見等の陳述者の数を定めるものであり、審査請求人等や代理人、補佐人などを含めて5人以内までとするものである。

第6条の指名委員による報告だが、審査会委員全員ではなく、審査会で指名された委員は、個別でインカメラ審理や資料等の提出の求め、口頭意見陳述を聴くことができるが、その場合、それらの結果を審査会へ報告するため、当該個別調査をした概要を記載した書面を作成しなければならない、とするものである。

第7条は、提出資料の閲覧に関することである。

第1項は、審査請求人等は審査請求書等のほか、事件に関する意見書や資料を審査会に提出することができるが、その相手方は審査会に求めることにより、審査会に提出されたその資料等を閲覧することができる。その閲覧を求める際には様式第2号の提出資料閲覧請求書を用いなければならない、とするものである。

第2項は、前項の閲覧について、その日時や場所を書面で通知することを定めたものである。

第8条は、会議録に関することである。

第1項は、会議を開催したときは、会議録を作成すること、第2項は、会議録は要点筆記とすること、第3項は、会議録は会長と署名委員の2名で確定すること、第4項は、会議録は原則非公開だが、特に必要と認めた場合は、全部又は一部を公開することができること、などを定めたものとなる。

第4項についてだが、これは、不服審査の調査審議の際は、公開しないとするものだが、それ以外、例えば、本日のような不服審査の調査審議に関係のない、会議内容については、これまでもそうであったがホームページで公表しようとする趣旨である。

第9条は、委任として、この要領に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定めること、を定めたものとなる。

附則だが、第1項はこの運営要領の施行期日を定めるものである。事務局の案で特段問題ないとしていただければ、施行期日は本日平成28年5月16日としたいと考えている。

第2項については、情報公開審査会運営要領と個人情報保護審査会運営要領を廃止する、というものである。

最後だが、条文には規定していないが、審査会の運営に関して、

一つ提案がある。審議結果などの決裁の方法についてである。

これまでは、審査会が終了すると、会の審議結果案を作成し、委員の皆様から修正点を指摘していただいた後に、委員の皆様のごところに伺い、伺い文書に皆様に押印してもらい決裁していた。この方法の場合、皆様のごところへ伺いに行くための日程調整や訪問などに期間を要し、審議結果を出すまでに時間がかかっていた。

このたび委員数が増えたことにより、委員皆様の押印をいただくこととなると、これまで以上に時間がかかることが予想される。そこで、これからは、審議結果案の修正の依頼まではこれまでと同様とするが、日程調整などの時間を省くため、伺い文書への押印は会長のみとすることとしたい。この提案についても、合わせてご審議いただきたい。

柴田会長

ただ今の説明に対して、何か質問等ないか。

上田委員

第8条第4項に関して、会議録は非公開とするところがあるが、当審査会委員の氏名は公開されているか。

事務局
(鎌田)

委員の氏名はホームページなどで公開している。基本的に非公開とするのは、審査請求の調査審議など、個人の権利利益に関するもので、個人情報も多く含む会議録である。非公開部分があるものであっても、一部分である場合には、その部分のみを黒塗りとするなど、公開できるものもあるかと考える。

柴田会長

口頭意見陳述の関係だが、口頭意見陳述申立書によれば、陳述人に陳述する日時を希望させることとなっているが、対応は可能か。

事務局
(鎌田)

この申立書が提出された次の審査会で、陳述人の希望日と口頭意見陳述を行う審査会開催日を可能な限り調整したいと考えている。

事務局
(熊谷)

希望日はあくまで希望日であり、審査会開催日と合わせられない可能性もある。

柴田会長

希望日を記入させておいて、結果として希望日とならなかった場合、言いにくくはないか。記入させずに、審査会側で日時を決めてから陳述人に知らせた方がやりやすいのではないか。

事務局

始めから希望日を記入させずに、まずは口頭意見陳述の希望の有

(越後谷)	無を確認する方法が一般的な方法である。そのような方法も含め、もう一度内容を検討したい。
藤盛委員	補佐人についての質問である。補佐人は、陳述者が選任するのか。
事務局 (鎌田)	そのとおりである。
藤盛委員	中立性は保たれるのか。
事務局 (鎌田)	補佐人は、中立というより、陳述者が選任しその意思を伝える者であるため、あくまで陳述人側の立場である。
柴田会長	他に意見はないか。決裁方法も会長の押印のみとする取扱いについてもよいか。 (了承→決定)
柴田会長	事務局案に対して、口頭意見陳述書の記載項目「希望日時」が不要ではないかとの意見が出たので、事務局で修正について検討願う。 なお、修正案については会長である私に一任していただくことでよいか。 (了承→決定)
柴田会長	次に、議事の(4)「秋田市情報公開・個人情報保護審査会傍聴要領の設定について」だが、事務局から説明願う。
事務局 (鎌田)	資料2をご覧いただきたい。 こちら全9条からなる本則と附則で構成されている。 こちらについても、これまでの情報公開審査会又は個人情報保護審査会の傍聴要領を参考に作成したものとなる。運営要領と同様にこの内容で妥当かご審議いただきたい。では逐条で説明する。 第1条だが、この要領は審査会の会議の傍聴に関し必要な事項を定めることを趣旨と定めるものである。 第2条の受付だが、傍聴希望者に様式第1号の傍聴申込書に必要

事項を記入させ、様式第2号の傍聴券を交付することを定めたものである。

第3条は傍聴人の員数についてである。

審査会会長は、会場整理のために傍聴人の員数を制限することができる旨定めたものである。

第4条は傍聴することができない者として、会議を妨害するおそれがあると認められる者などは、会議場に入場することができないことを定めたものである。

第5条は、傍聴人が守るべき事項を定めたものであり、会議場の発言に対して賛否を表明しないこと、発言しないこと、みだりに席を離れないこと、飲食又は喫煙をしないこと、情報通信機器の電源を切るかマナーモードにすること、示威的行為をしないこと、会議場の秩序を乱し妨げとなるような行為をしないこと、を定めたものである。

第2項は、傍聴人は、職員に傍聴券の提示を求められた際は、提示しなければならないことを定めたものである。

第6条は、撮影、録音等の禁止について定めたものである。

第7条は、会長は、会議の平穏な進行を確保するために、傍聴人に対し必要な指示を行うことができることを定めたものである。

第8条は、傍聴人が前条の指示に従わない場合、会長は退場を命ずることができる旨定めたものである。

第9条は、この要領のほか、審査会の傍聴に関して必要な事項は、その都度会長が定めるものとすることを定めたものである。

続いて附則だが、第1項は、この要領の施行期日である。

この事務局案によれば、先程の運営要領と同様に本日5月16日とさせていただきたい。

第2項は、旧情報公開審査会傍聴要領と旧個人情報保護審査会傍聴要領を廃止するものである。

以上で傍聴要領の説明を終わる。ご審議のほど、よろしく願います。

柴田会長

ただ今の説明に対して、何か質問等ないか。

平成24年に情報公開審査会および個人情報保護審査会で作成した傍聴要領にほぼ相違ないか。

事務局

そのとおりである。

(鎌田)

柴田会長	他に質問等ないので、事務局案でよろしいか。 (了承→決定)
柴田会長	次に議事の(5)その他ですが、事務局で何かあるか。
事務局 (小林)	本日の会議録の署名委員について、先ほど審議いただいた運営要領の第8条第3項に、会議録は会長と会長が指名する1名の委員の署名をもって確定するとの規定があるので、柴田会長から今回の会議録署名委員を指名してくださるようお願いする。 それでは、会議録署名委員は名簿順にしたいので、今回は、天野委員をお願いするが、よろしいか。
天野委員	(了承)
柴田会長	次第の5報告に入る。 (1)平成27年度情報公開制度の運用状況についてと(2)同じく個人情報保護制度の運用状況について、事務局から続けて説明願う。
事務局 (熊谷)	それでは、「平成27年度の運用状況」について報告する。 初めに情報公開制度である。資料は、開示請求の処理状況や実施機関別の決定内容など全体的な数値をまとめた3-1と、平成27年度の具体的な請求・開示の内容を一覧にした3-2である。 資料3-1の1「公文書開示請求の処理状況」の(1)処理状況では、過去5か年度分の開示請求の状況を表にしている。平成27年度の開示請求は171件であるが、複数の課にまたがった請求が多く、実際の請求者数は45人であった。 開示請求に対する処理状況は、開示が42件、部分開示が120件、不存在が3件であり、不開示、存否応答拒否はなかった。そのほか、取下げが2件、請求却下が3件あった。 次に(2)の主な請求内容であるが、業務委託契約に関する文書や、市が契約している複写機の契約書類、市が加入している損害保険契約の関係書類などとなっており、特定の課の特定の文書というよりも、広く市全体が関わるような文書に対する請求が多かったのが特徴である。 次に、2の実施機関別の決定内容だが、171件中約7割の116件が市長宛の請求であり、次いで、教育委員会、上下水道局

となっている。

次に資料3-2をご覧ください。請求のあった171件の具体的な開示対象文書の名称や、所管課、決定内容等について一覧にしており、表中の「請求者の区分」は条例第5条の該当号を、「不開示該当号」は同様に第7条の不開示情報該当号を記載している。

2番に「業務委託に係る契約関係文書」とあるが、同様の請求が定期的に出されており、89件あった。

なお、この業務委託関係の文書については、ほとんどの課所室が部分開示決定としている。不開示情報該当号の6号は、「市が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」がある「行政運営情報」に該当するものだが、業務内容によって、設計金額や予定価格、最低制限価格等を公表すると、次回以降の同様の業務に係る入札に影響があるものと担当課所室が判断したことによる。

次に、83番から118番までは、全て同一請求であり、秋田市が契約しているコピー機の契約書に対する開示請求である。市が使用しているコピー機のほとんどは文書法制課が一括して契約しているが、カラーコピー機などは、課所室ごとに個別に契約しており、対象課所室が36あった。

次に、82番は公募型プロポーザルの企画提案書に対する開示請求であるが、第三者意見照会をしたほか、決定期限までの間にシルバーウィークが入り、条例で決められた15日以内に決定することは難しかったことから、期間延長の手続をしたものである。

また、128番、129番、159番については、県外に居住する個人や県外の会社からの請求だったが、利害関係が認められなかったことから、却下としたものである。このような場合でも、できるだけ相手方の要求に添えるよう、資料として出せるものであれば、任意で提供するように努めているものである。

続いて個人情報保護制度の運用状況であるが、資料は4-1と4-2である。

初めに4-1の1「保有個人情報開示請求の処理状況」の(1)処理状況であるが、平成27年度の開示請求件数は18件あった。処理の内訳は、開示が10件、部分開示が6件、不存在が2件であり、不開示、存否応答拒否としたものはなかった。

(2)の主な請求内容であるが、自分の住民票などの発行履歴や、介護認定に係る調査の内容に関する文書、救急車が出動した際の活動記録などであった。

次に、2の実施機関別の決定内容だが、市長が最も多く15件、

次いで消防長 2 件、市立病院 1 件となっている。

次に、資料 4 - 2 をご覧いただきたい。

「13 条該当号」は、不開示情報の該当号を表しており、第 1 号から第 7 号までである。

なお、不存在決定とした 2 件について、具体的に説明する。

1 件目は、1 番であるが、自身の平成 16 年 1 月以降の印鑑証明書の発行履歴に対する開示請求である。所管課である市民課では、平成 18 年 12 月以前分は発行履歴記録が残っておらず、平成 18 年 12 月以降分には請求者の印鑑証明を発行した履歴がなかったことから不存在決定とした。

2 件目は 7 番であるが、亡〇〇の印鑑証明書の発行履歴について、期間を限定して開示請求があったものである。指定があった期間中に窓口での発行履歴はなかったほか、自動交付機での発行履歴の保管期間は 3 箇月程度と短く、この間に印鑑証明書を発行した履歴はなかった。

なお、不開示情報の 3 号については、開示請求者以外の個人情報であり、例えば住民票等の発行履歴の請求である 5 番や 8 番の事例については、弁護士等からの職務上請求書に法律事務所職員の氏名の記載や押印があったことから、これが個人情報に該当するため、部分開示としたものである。

最後に、資料には記載されていないが、個人情報の取扱いに関する苦情ならびに保有個人情報の訂正請求および利用停止請求はなかった。

以上で説明を終わる。

柴田会長

ただ今の説明に対して、何か質問等ないか。

天野委員

運用状況の数字だけでは分からないことだが、開示、不開示の決定に当たって、トラブルなどはなかったのか。

事務局
(熊谷)

トラブルというようなものは特になかった。実施機関においては、あまり積極的に開示したがない場合もあるが、情報公開制度の趣旨を説明し、条例中の不開示情報のいずれかに該当するものしか隠すことはできない旨を伝えている。

藤盛委員

公文書開示請求の 81 番の教育委員会に対する請求であるが、請求者区分の該当号が 5 となっている。この背景を説明して欲しい。

事務局 (熊谷)	教科書選定に係る調査員一覧や調査報告書に対する請求であるが、請求者は県外の教科書会社であり、教科書選定に係る事務との利害関係が認められるという判断である。
藤盛委員	先般の教科書選定時における閲覧問題について、教育委員会としてはどのように捉えているのか。
事務局 (越後谷)	情報公開制度については、条例の規定に基づき粛々と手続を行うことが行政側の義務である。
	私は、この開示請求があった時に、ちょうど教育委員会総務課にいたが、開示決定をするに当たって、反対意見が出たということにはなかった。
	藤盛委員の質問は、この開示によって、誰が選定委員なのかがわかり、その結果、教科書選定について今回のような問題につながる可能性はないのかという趣旨だと思うが、そのようなことは決してないと思う。
	教科書会社側からすれば、現場の声や意見は、教科書を制作するに当たって貴重であり、今後同様な事件が起こらないよう、教科書選定のあり方を含めて、文部科学省では制度設計していくことになると思う。
藤盛委員	今回のような問題があったとしても、怯むことなく開示を貫いていく姿勢であるという認識でよいか。
事務局 (越後谷)	情報公開制度ができた当時は、「やらざるを得ない」という程度の認識だったが、現在では「攻めの情報公開」に変わってきている。市民に対して、積極的に情報を開示するということを担保しつつ、今回の様な事件につながらないような制度を構築していく必要があると考える。
藤盛委員	個人情報開示請求に関しては、今まで関わりがなかったが、今回この運用状況の報告を聞いて、本当に細かなこと個人的なことに対して請求があることがよくわかった。
	先ほどの事務局の報告の中に、弁護士が職権で請求したものという説明があったが、それについてもう少し詳しい説明をお願いしたい。
事務局	住民票等は、原則は本人の請求によって発行されるものだが、弁

(熊谷) 護士や行政書士などが、職務上請求書を使用して職権で請求できる制度がある。その職務上請求書の様式中には、請求する弁護士等の氏名の他に、実際に窓口に来る法律事務所等の職員の氏名が記載されている場合があり、その職員名については個人情報であることから、不開示としている。

藤盛委員 開示内容に関しては変わらないのか。制限される部分があるのか。

事務局
(熊谷) 誰かが自分の住民票を勝手に請求したのではないかと考え、「住民票の発行履歴とその請求書」という開示請求をしたとすると、それがたとえ第三者である弁護士が請求した場合であっても、開示の対象になる。そこに、一職員の氏名が記載されていれば、請求者以外の第三者の個人情報という取扱いになり、開示が制限される。

柴田会長 先ほど藤盛委員から質問があった81番の請求だが、教科書の調査員は全て教員なのか。教員であれば公務員なので、氏名が開示されるということか。

事務局
(越後谷) そのとおりである。

柴田会長 自動交付機の発行履歴は3箇月程度との説明だったが、明確な保存期間は定まっていないのか。

事務局
(熊谷) 定まっていないようである。

佐藤委員 公文書開示請求の139番の子育て情報誌に関するプロポーザルの提案書については、落選したところから請求があったのか。第三者意見照会は、どの段階で行ったのか。

事務局
(熊谷) プロポーザルに参加し、選ばれなかった会社から、選ばれた会社の企画提案書に対して開示請求があったものである。
企画提案書には、選定された会社が作成した企画や企業ノウハウなどが記載されていることから、開示してもいいのかどうかについて第三者意見照会を行ったものである。

佐藤委員	そのような場合でも、第三者という扱いになるのか。
事務局 (熊谷)	表現が紛らわしいが、開示請求者以外の者は、全て第三者ということになる。
柴田会長	開示に対して、反対意見が出たのか。
事務局 (熊谷)	そうである。回答では、全てを開示しないで欲しいとの意見が出されたが、全部不開示ではなく、ごく一部でも開示できるところがあるはずだということで、担当課と当課とで協議をし、部分開示としたものである。
中澤委員	公文書開示請求の一覧の中に、欠番が3箇所あるがこれについて説明願う。
事務局 (熊谷)	業務委託等に関する文書など、全庁に関連するような請求の場合、当課で調査をして該当する課所室を特定する必要がある。その過程で、当初は、該当するとして手を挙げた課が、手続を進めていく段階で、実際は違っていたというようなこともあり、その場合は既に連番で番号を割振りしている関係から、欠番になってしまうものである。
柴田会長	他にないか。 次に、「6 その他」だが、委員の皆様から何かあるか。 なければ、事務局から何かあるか。
事務局 (熊谷)	(今年度の当審査会の審議予定等について説明)
柴田会長	それでは、以上で第1回秋田市情報公開・個人情報保護審査会を閉じる。